

白岡市告示第 1 9 5 号

白岡市新白岡駅東口交番北側広場愛称選定委員会設置要綱を次のように定める。

令和 7 年 1 0 月 1 5 日

白岡市長 藤井 栄一郎

白岡市新白岡駅東口交番北側広場愛称選定委員会設置要綱
(設置)

第 1 条 白岡市新白岡駅東口交番北側広場（以下「広場」という。）の愛称を選定するため、白岡市新白岡駅東口交番北側広場愛称選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 広場の愛称の選定に関する事。
- (2) その他広場の愛称を選定することに関し必要な事項に関する事。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、市長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、委員のうちから市長が指名する者をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 行政区長
- (3) エリアマネジメント組織関係者（新白岡駅周辺地域で活動するエリアマネジメントの任意団体及び一般社団法人をいう。）
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、広場の愛称が決定した日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、都市整備部街づくり課において処理する。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、広場の愛称が決定した日をもってその効力を失う。